

返戻金制度について

当社の人材紹介により採用された求職者（採用決定者）が短期退職に至った場合、以下の基準の則り、紹介手数料を返戻させて頂く制度がございます。

1、 当社の人材紹介をご利用いただいた求人者に求職者（採用決定者）が入社した後、その求職者の自己都合により、もしくは、求職者の責に帰すべき事由（就業規則違反等）により短期退職となった場合。

2、 1のいずれかに該当する場合、求人者からお支払い頂いた紹介手数料の一部を次の割合に応じて計算し、その算出された金額を退職日の属する月の翌月末日に返戻させて頂きます。

（1）入社日以後1ヶ月以内の場合はサービス利用料の80%を返還するものとする

（2）入社日以後1ヶ月より2ヶ月以内の場合はサービス利用料の50%を返還するものとする

（3）入社日以後2ヶ月より3ヶ月以内の場合はサービス利用料の20%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

3、 次に記載する事由により求職者（採用決定者）様が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせて頂きます。

求人者の自己都合と判断された場合。

実際の労働条件、待遇等が、採用決定時の労働通知書に記載された労働条件、待遇等が労働条件内容と異なる場合。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント、アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、ハラスメント全般のいずれかに該当すると判断された場合。

求職者（採用決定者）様の死亡・病気、不慮の事故等、不測の事態による場合。

許可番号 13-ユ-302976

事業所名 株式会社アスリテラ

事業所所在地 東京都千代田区九段北 1-4-5 北の丸ガラスゲート 6階 A